

各 位

会社名 石垣食品株式会社  
代表者名 代表取締役会長 石垣 裕義  
(コード番号 2901 東証 JASDAQ スタANDARD)  
問合せ先 経理総務部(電話 03-3263-4444)

## 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、2020年6月26日に関東財務局に提出いたしました2020年3月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

また、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、関東財務局に提出いたしました2018年3月期から2019年3月期における内部統制報告書の訂正報告書においても、同様の理由にて当該連結会計年度における財務諸表に係る内部統制に開示すべき重要な不備がある旨を記載しております。

### 記

#### 1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、2018年3月期以降の連結決算について、連結子会社の損益に係る帰属期間の計上誤りや関連当事者注記の記載漏れ等が生じている可能性があることと認識したことから、調査を行い、必要であれば以後の決算について訂正を行う必要が発生いたしました。

そのため当社は、特別調査委員会を設置し、上記案件及び他のグループ会社における類似案件について事実関係の調査を進めて参りました。

その結果、連結子会社における仕入取引、販売促進費、荷造運賃その他の取引における費用の計上時期等について訂正が必要である事実が確認されました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに2018年3月期第3四半期から2020年3月期第2四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出することとなりました。

本件の原因としては、当社におけるビジネスの窮境に端を発する連結子会社に対する利益計上圧力や、費用計上時期に関する統制の不備、当社経理及び内部監査部門等の対応不全、当社から連結子会社に対する管理不足、当社及び連結子会社の経理担当者におけるリテラシーの不足等が指摘されており、当社といたしましては、財務報告に係る内部統制が有効に機能していなかったことを認識し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

#### 2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

上記事実は当事業年度末日後に判明したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

#### 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、特別調査委員会の指摘・提言を踏まえた再発防止策を策定し、内部統制の改善を図ってまいります。

#### 4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、2020年3月期の有価証券報告書に反映しており、当該連結財務諸表に与える影響はありません。

#### 5. 連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上